

第3期（平成24～25年度）第10回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成26年1月31日（金） 午前10時から

場 所 日進市役所本庁舎4階第1会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子（委員）、神野建三（委員）、
竹内由美子（委員）、住田穂積（委員）、黒須則明（委員）、仲龍典（委員）

欠 席 者 森内初美（委員）

事 務 局 企画部：小林正信（企画部長）、山中和彦（企画部次長兼企画政策課長）、
柏木晶（企画政策課課長補佐兼企画経営係長）
総務部：中川学（危機管理課長）
市民生活部：杉浦敏（市民協働課長）、杉田武史（市民協働課課長補佐）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有（5名）

次 第 1 開会
2 あいさつ
3 議題
（1）市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について
（答申）
（2）コミュニティについて
（3）日進市防災体制について
4 その他
5 閉会

配 付 資 料 ①市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について（答申）
②コミュニティの類型について
③防災関係資料（資料1～5）

発 言 者	内 容
事 務 局	1 開会
	2 市長あいさつ
市 長	本日はお忙しい中ご出席賜りありがとうございます。委員の皆様におかれましては、2年間大変お世話になりました。今日はその一区切りとして、ご審議していただいた内容の答申をいただくということでもあります。我々行政は、市民の皆様の協力と理解を得ながら、我々もその立場を堅持しつつ事業運営していくのが当たり前のこととございます。しかしながら、我々行政側だけでこの問題を判断しますと、そうした問題に対して本当にそうなのかという疑問が生じるのではないかと思います。そのようなことから、この度自治基本条例に基づきまして、私どもの事業内容についてご検証いただき、今後のそうした問題の解決にあたる方向性をご提示いただくということとございます。私たちのまち日進市も、市制20周年を迎え、平成26年は新たな節目の年となります。人間にたとえますと、成人式を迎え大人の仲間入りの年であり、行政にとっても大切な大きな節目の年となり

発 言 者	内 容
	<p>ます。この節目をしっかりと検証し、次の 30 年、40 年、50 年の大きな節目に向かっていく大切な年だと思っております。このような機会をいただき、委員の皆様からご提言いただくことは、日進市のまさに基礎づくり、市民の皆様とともに作り上げていくまちづくりの大きな第 1 歩になるだろうと思っております。我々もこのまちに住む皆様方が、日進に住んでよかった、一生住み続けたいと思っただけのように引き続きがんばってまいります。是非、皆様方にも引き続き、様々な形でのご声援、ご支援をお願いし、今までのご労苦に対し感謝申し上げ、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>本日の会議は、次第にありますとおり 3 点を予定しております。終了予定時刻は 11 時 30 分を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ここからの進行を会長にお願いします。</p>
会 長	<p>傍聴者の申し出が 5 名ありますが、許可してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>傍聴を許可しますので、入室してください。</p>
	<p>(傍聴者入室)</p>
会 長	<p>議題 (1) 市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法についての答申について、事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>答申文につきましては各委員の皆様からいただきました様々な意見を踏まえまして、お手元の資料のとおり、会長と調整をさせていただきました。それでは、会長から市長への答申をお願いします。</p>
会 長	<p>(市長への答申)</p>
事 務 局	<p>以上で、市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法についての答申を終了します。大変申し訳ございませんが、市長は他の公務がございますので先に退席させていただきます。ここからの進行を会長にお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、今の答申文について私から簡単に説明させていただきます。市民参加及び市民自治活動条例は平成 24 年 10 月に施行され、施行後 1 年半しか経過しておらず、まだよちよち歩きの段階です。この委員会において、市民参加及び市民自治活動支援がどの程度行われているか評価することになっております。まだスタートしたばかりでもありますので、現時点ではこの評価方法で結構だとは思いますが、3、4 年経過し少し慣れてきた段階でグレードアップさせてほしいと思います。まず「市民参加」については、今は重要な事項について、市民参加手続きの方法を最低でも 2 つ実施することとしていますが、しばらく時間が経過した後は、量的に 2 つだけ実施すればよしとするのではなく、重要度に応じて 3 つ、4 つの方法をとったり、質の違う種類の方法を組み合わせたりする等、もう少しきめ細かく市民の声を反映することができるよう、抽出で市民を選び、一度議論し、その結果を反映するという“熟議の民主主義”の方法も含めて考えてほしいと思います。まだスタートしたばかりですので、平成 24 年 10 月は、重要な計画につ</p>

発 言 者	内 容
	<p>いては、とにかく 2 つの方法により実施すれば良いということですが、ある程度慣れてくると、重要なものについては、質の面においても、きちんと市民の意見を反映した、或いは実行段階で市民と協力し、質の面でもグレードアップすることを検討してくださいという注文はつけています。それから、もう 1 つの「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、日進市の憲法である自治基本条例との関わりもあるので、なかなか難しい問題だと思いますが、日進市の場合は、NPOも含めてコミュニティと定義しています。一般的にはコミュニティとは町内会を含めた地縁活動を指し、NPOについては機能型のコミュニティと言われたりしています。自治基本条例では、地縁型と機能型の両方をコミュニティとしていることから、コミュニティ支援ということで 1 本化して政策を考えたり、評価方法を考えたりしている訳ですが、町内会や自治会のコミュニティ活動と、NPO活動ではかなり性質が異なりますし、行政が支援するときも異なってくるかと思しますので、条例の文言をコミュニティとNPOに分けて 2 本立てにするかどうかは今後検討していくとしても、評価方法については地縁型コミュニティと機能型コミュニティを分けて考えた方が良いのではないかと考えています。そのようなことを踏まえながら今後の活動を考えてほしいということをお願いしております。市民参加や市民自治活動を支援していくことは結構なことであり、その様な点では進歩しているとは思いますが、今後 3、4 年経過し、市と市民の双方がこの活動に慣れてきた頃には、もう 1 段グレードアップする形で、評価なり、施策なりを考えてください。その中には、もしかすると自治基本条例を含めた条例改正が必要になるかもしれません。そのような検討を、この委員からの答申として市長にお願いしたところです。それでは、事項書の (1) の答申は以上で終わります。続いて、(2) コミュニティについて事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	(企画政策課より資料に沿って説明)
会 長	ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等があればどなたからでも結構です。
会 長	市の施策で市民自治活動推進補助金は地縁型、テーマ型両方に出ているのですか。
事 務 局	はい。
会 長	例えばNPOなどは理解できますが、地縁型への市民自治活動推進補助金は、どのような分野に対し、どのような形で出していますか。
事 務 局	補助金自体はひとつの補助金です。事業を始める場合の事業費補助として、補助金は最長 2 年間まで継続できます。単年度ごとにご提案をいただき、補助をしています。今年度は、竹の山自治会が平成 25 年 4 月に設立され、自治会主催の夏祭りについて補助事業として取り組んでいただきました。日東東山自治会では、高齢者がお住まいの住宅に対する、耐震関係の取り組みに対して補助しています。
会 長	自治会の活動は、どこでも実施している内容が多いと思います。夏祭りについてもどこの自治会でも実施していると思いますが。
事 務 局	竹の山自治会の場合は、昨年度自治会の立ち上げ準備を始め、今年度 4 月設立さ

発 言 者	内 容
	れたところでは、この補助金は、新たに自治会に入ってもらう人を増やすためのきっかけづくりとしての夏祭りの開催に対して交付しているものです。
会 長	それであれば、他の自治会が行う祭りとは差別化はできますね。高齢化の取り組みも同様ですか。
事 務 局	そうです。NPO等の団体が行う新たな取り組みについて、補助事業として実施していただくというしくみです。補助率1/2で上限10万円です。
委 員	市から自治会への支援としては、区自治会から事業計画を出し、それに対して地域コミュニティ推進事業補助金を交付していただいています。市民自治活動推進補助金もそれに含まれるような気がします。
会 長	通常は地域コミュニティ推進事業補助金で実施するのですが、新しく自治会を立ち上げるからという理由だと思います。 例年は、町内会系統とNPO系統への補助金はどれくらいの割合になっていますか。
事 務 局	平成24年度までは、NPO系統の方が多かったのですが、2年間で補助が止まるということもあり、事業がある程度出尽くした感があります。今年度は自治会関係ばかりです。補助のあり方を、草の根ボランティアでも使えるように、きっかけとして何か良いしくみができないか、来年度は補助金の用途自体も考えていかななくてはいけないと思っています。
会 長	普通の市町村だったら、自治会系統の補助金とNPO系統の補助金を分ける場合が多いです。日進市はひとつの補助金で、メリット、デメリットもあると思います。これから日進市が、自治会系統とNPO系統を、市民の自治活動を推進していく観点で別にした方が良いのか、それとも両方一緒にやっていくのが良いのか検討していく必要があるかと思っています。それが自治基本条例のコミュニティの定義の見直し等にもつながってくると思います。
委 員	市民自治活動推進補助金について、例えば、NPOで高齢者の運動を促進しているような団体がある場合、“自治会の老人会と連携するのが望ましい”と、NPOが地縁型コミュニティと協働でイベントを開催することが望ましいと謳うことにより、補助金を応募するときの条件として、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティがコラボできるようなしくみを先につくっておくと、テーマ型のコミュニティの課題である地域との関係が希薄だとか、地域における認知が進んでいないとかという問題が少しは改善されるのではないかと思います。
委 員	老人会など地縁型の団体は特化的要素があるし、NPOなどの高齢者ボランティアはもう少し大きな枠で流れているので、理想は確かにそうかもしれませんが、摺り合わせは難しいと思います。また、竹の山地区はつい最近開発されたところです。自治会の立ち上げ費用であれば、市民自治活動推進補助金でなく地域コミュニティ推進事業補助金の中に含めるのもひとつの案かと思っています。
事 務 局	先程会長の話にもありましたが、補助金を分けること、分けないことによるメリット、デメリットというものを踏まえ、今後検討していきたいと思っています。また、

発 言 者	内 容
	先程コラボの話がありました。種目は違いますが、以前市民団体が実施する委託事業の中で、小学校を対象としたものがありました。その時は、参加したい小学校を市側が募集したことがあります。老人クラブ、P T A等とのマッチング事業は市民協働としては非常に大事だと考えています。
会 長	協働というコラボレーション、パートナーシップを市役所側はやってもらいたいと思っているのですが、その場合2つあって、1つは必要条件にするというやり方です。他の団体とコラボしないと補助金を出さないという厳しい類型にすること。さらに厳しいのは、機能型と町内会型を組み合わせないといけないと言うことを必要条件にするところもあります。そこまで行かないところは、採点でコラボ（協働）という項目をつくり、他の団体とどの程度コラボしているかを採点に取り入れるというものです。100点満点の20点ぐらいで、コラボしていれば高い点数になるということを行っている自治体もあります。他には、通常の補助金と別枠にしているところもあります。別枠のところは、コラボのものは補助率や限度額が通常より高く設定されています。様々な方法がありますが、その様なことを考えていく中で、補助金の種類を2本立てでいくのか、今のまま1本でいくのか検討し、実際に市民活動がどちらも活発になり、それが極力クロスするような形になるのが理想的ではないかと思えます。
委 員	地縁型にも、狭いものと広いものがあると思えます。中学校区はかなり広くなります。私の住む地区の中学校が、中学生にも地域の行事に参加し、様々な体験や経験をさせたいので、それにふさわしい事業があったら提案してほしいとの連絡がありました。地域防災マップづくりの際に、中学校に案内して参加を募りました。参加者は少なかったのですが、こういうことをあらかじめ計画していただくと、もう少し広がった活動ができるかと思えます。
会 長	確かに最初の段階で設計しておくことややすいかと思えます。
事 務 局	今、市内に4つの中学校区があります。区長会の役員を、3つの旧中学校区から各1人ずつ選出するという取り組みが始まっております。今後、地域連携という中で、中学校単位で何かできないか、将来を睨んで検討を始めています。
委 員	地域のニーズに対して活動し、安全で住みやすい、住みたいまちづくりというのが、私たちの究極の目標だと思っています。その中の1つに交通安全、防犯があります。交通安全の重大要素に道路計画があります。幹線ができ、そこから生活道路が繋がっており、非常にうまくできているものと、生活道路の末端のところから宅地開発がさらに繋がって、生活道路が通過交通のようになっているところもあります。交通量が増え、渋滞を解消するために生活道路に入るということもありますが、宅地開発がいかげんに繋がっていて、私共の生活道路を車が通過していく、もしくは大型車両が入り込んでくる。これを解消するために、地域からのニーズ、要望がでますので、行政が汲み上げて、単年ではできないと思えますが、5年10年かけて、無計画に開発が進まないように十分検討していただきたいと思えます。

発 言 者	内 容
会 長	日進市の条例で、開発に対する公示を義務付けていたかと思います。日進市では、業者が開発について公示し、市民が意見を言える形までにはなっています。
委 員	10 年程前に、近隣で宅地開発されるということで、行政区的には隣の区ですが、地域の方から計画が固まった段階で工事説明がありましたので、色々要望させていただき、工事の安全性や雨水・排水の計画等の議論を行いました。それから7、8 年経過した最近になり、同様な計画がその隣地にありました。既に計画の承認も下りているということだそうですが、私共には情報はありませんでした。今後工事のための計画説明をやっていただくよう、担当部署にお願いをしたところです。面積用件にかからないように、複数回に分けて土地開発が進められていることもありますので、市においては長期的な開発も、しっかり確認していただきたいと思います。
事 務 局	日進市は開発手続条例がありまして、1 ヘクタール以下の面積ですと、周辺 50 メートルの近隣住民、1 ヘクタールを超えると 100 メートルの近隣住民に説明をするという手続きをとっています。委員が言われたように、近隣住民が知らずに開発が進むという状況を抑制し、近隣住民に業者が説明をするという機会を設けるために整備されています。昔と比べると不満の声はかなり治まったのではないかと思います。最近では、五色園で大規模な開発があったときに、業者をお願いをして、区民全体の説明会を開きました。区の役員会にも業者が出向き、自治会の役員の方に説明もしています。完璧とは言えませんが、前よりは良くなったのではないかと思います。
委 員	近隣 50 メートルのところまでは説明しているということですが、車の通行はそこから始まるものではなく、それ以前のところから通って、狭い住宅街の道路に入ってくる状況です。状況によって事前説明を考えていただきたいと思います。
会 長	宅地開発であれば、1 ヘクタール未満のどんなに小さくても住民への説明を必要とするのですか。
事 務 局	最低面積は 500 平米以上となっています。
委 員	私がこだわっているのは、進入道路、工事道路です。関係するのは周辺 50 メートルの住民だけではないと思います。
事 務 局	先程の地域では、4 ヘクタールの土砂採集で 1 日 50 台くらいトラックが往復します。最終的には、行政が入り覚書を締結しました。例えば、団地内は 30 キロ以内で走行し、1 台のみの通行とする。ガードマンを 3 箇所を設置する。道路が壊れた場合は業者が直すなどです。
委 員	10 年前はそのような議論も行いましたが、最近また隣地の開発計画があるということをお聞きしましたので、開発する業者さんにも最初と同様に、工事の安全に関する説明を行っていただきたいと思っています。
会 長	該当地区はもちろんですが、工事車両の通行等、道路に関係する地区からも要望書を出すことは問題ないかと思います。
事 務 局	日進市の場合、住宅需要が非常に高く、市街化区域のミニ開発が頻繁に行われて

発 言 者	内 容
	<p>いることから、開発手続条例を有効に活用していただけると良いかと思えます。先程委員が言われましたように、最終的には市と業者が協定書を締結するので、その中にそのような要望があれば、文言として入れる込むことは可能かと思えます。</p>
委 員	<p>住宅の開発が進みますと、地域割りといえますか、開発された地域は新しい町名になると思いますが、基本的な区割りは行政サイドが行うのですか。</p>
事 務 局	<p>区画整理であれば、町名地番変更ということになります。現在、米野木で行っていますが、米野木台1丁目から6丁目ということで決定しており、3月議会に議案があがると思えます。近隣の皆様と相談しながら、情報を共有しながら行っています。</p>
会 長	<p>米野木台という名称は業者さんが提案するのですか。</p>
事 務 局	<p>市と組合の役員が協議し、米野木台1丁目から6丁目という地番になるということで、お住まいの方や土地の所有者には、事前に何回か周知しています。</p>
委 員	<p>周辺の町、団地などには周知しているのですか。造成地だけの地番変更ですか。</p>
事 務 局	<p>米野木の場合は、南山ビレッジは町名変更反対でしたので、変更区域内に入っていない。町名変更は、原則地域の方の全員の同意が必要です。以前竹の山の町名地番変更のときに、根裏という地域がありましたが、もともとの地名がなくなるとは困るということで変更しませんでした。</p>
委 員	<p>香久山区に隣接した地域ですが、香久山小学校には5分ほどで通えるのに、行政区の関係で、大変遠い北小学校に通っています。先程も話をしたように、10年前のミニ開発された地域も行政区的には北小学校になるのですが、香久山小学校に徒歩5分と書いてありました。古くからの区割りの問題もあり、小学校区は変更できても、地域の付き合いは別になるなど、悩ましい状況にあると感じています。小学生ともなると交通安全上の問題もあり、父兄の方はがっかりしているのではないかと思えます。</p>
事 務 局	<p>学区検討委員会で保護者等の意見をお聞きしながら決めています。行政界や道路等で仕分けしている例もあり、委員のご指摘は認識しています。</p>
委 員	<p>今は、行政区が異なっても、距離的な問題や交通安全上から、明らかに近い小学校がある場合は学区を変更する等、弾力的に対応しているのですか。</p>
事 務 局	<p>例えば、最近の例では東小学校区の中で、南山の手線の道路から南側で日進駅の駅前広場までの範囲の児童が梨の木小学校に通うよう変更されたと思えます。それは距離的に近いという判断からだったと思えます。</p>
会 長	<p>2000年までは文部科学省の権限だったと思えます。地方分権改革で市立の小中学校は市の教育委員会の権限になりました。昔に比べるとかなり柔軟になったと思えます。文部科学省のときは、いじめの問題に限り許されていたようですが、市町村の権限になってからは、比較的柔軟に認めるところが多いかと思えます。</p>
委 員	<p>対象エリア全体を見直す方法と対象エリアでの選択制にする場合と2通り考えられます。</p>

発 言 者	内 容
委 員	基本的な考え方としては、幹線道路を跨がないような形で学区の見直しをすることになっているということ、竹の山地区の新設小中学校ができたときに聞いたような気がします。
会 長	市町村に通学区域の権限が持てるようになりましたので、学校選択制を採用しているところもあります。選択制になればこのような問題はなくなると思います。
事 務 局	このようなこともあります。現在、南地区の赤池箕ノ手辺りで人口が伸びています。新設中学校を建設する必要があるかどうかという判断が必要で、1校建設すれば何十億の投資です。そのときに、学区割りを変えることによって建設する必要がなくなるということも考えられます。その場合、どちらを選択するか検討する必要があります。
会 長	それでは、時間の都合もありますので、(3) 防災体制についての議題に移ります。
事 務 局	(危機管理課より資料に沿って説明)
会 長	今の事務局の説明に対して、質問・意見があればお願いします。 要支援者名簿の作成は良いことだとは思いますが、個人情報保護との関係はどのようにされていますか。個人情報保護法や関係条例の例外規定をつくったのか、それともそのまま適用されて、任意に提出した人だけを対象としているということですか。
事 務 局	災害時の避難に特に支援を要する者の名簿の作成ということですが、以前は同意書を書いてもらい登録申請者本人の同意をいただいていた。今回改正がありまして、地域の支援者の欄等を追加し、必要な場合、災害時には消防、自主防災会、民生委員さんにお見せすることができるように個人情報保護の特例措置がなされています。
会 長	民生委員や自主防災は名簿を見ることできないが、災害時には見ることができるという法律改正があったのですか。
事 務 局	民生委員が地域の要支援者を回って、災害時要援護者の申請を行っていただいていますので民生委員が名簿を見ることできないということはありません。
会 長	では何が変わったのですか。
事 務 局	今までは保護法の関連上、登録された方以外の方が、見ることはできませんでした。特例の措置がなされたということです。
会 長	では、新たに誰が見られるようになったのですか。
事 務 局	区長や消防です。
会 長	区長や消防は、以前は見ることができなかったが、改正により見ることができるようになったということですね。
委 員	今までは、区長、自主防災会長によって要援護者の方をご案内し、申請登録をお願いしてきたのですが、個人情報の関係がありますので、同意書という形で、同意の印を押していただいております。案内で、この制度はこういう主旨のものであって、主旨にそった関係者である区長、自主防災会長、民生委員など限定された人には情報が提示されることを伝えております。最近、実務上の問題として、

発 言 者	内 容
	いざというときは、自治会の組長さんに安否確認を行ってもらう必要が想定されるということから、登録者の個人名等について、その地区の自治会長までお知らせしています。
会 長	個人情報保護法の改正で自治会長まで広がったということですか。
委 員	補足します。昨年 6 月に災害対策基本法が改正され、支援する人まで開示できるようになりました。日進市の場合は、災害時要援護者支援制度がありまして、現行は区長、自主防災会長、民生委員のみです。ただし、今委員から説明があったように、それでは災害が起きたときに問題があるということで、一部の地域では自治会長まで開示するようにしたということです。ただし、開示できるのは、制度の趣旨等について説明を受けた上で、それに同意をした方のみとなります。日進市では、取り扱い等について区によって差はあると思います。
会 長	では以前と同様、同意をしない方には開示しないということですね。
委 員	高齢者世帯等の情報については、防犯上流出すると大変問題です。しっかり考えていかなければいけません。
委 員	責任が持てないということで、個人情報を知りたくないという人もいます。
委 員	実務側として自主防災会の整備をしています。皆さんに周知を図る意味でマニュアルづくりを進めています。一週間ほど前、区長会で防災に関する資料をいただきましたが、急に最近の考え方というものが提示されたため、現在それに合わせて、地区の計画との摺り合わせを行なっております。また、市側は市の職員を含めて、どこまでやるから、地域はここまでやってほしいという考え方が不明確な気がします。地域の自主防災会は市に合わせて防災計画をたて、地域の防災マニュアルを作成するよう書いてありますが、情報を十分いただかないと、地区での議論がちぐはぐになってしまいますし、地区でいろんな見解もあり効率が悪いので、市の考えや見解等について情報までも結構ですので示していただくとありがたいです。県の防災計画が固まらないと詳しいことが言えないということですが、このままでは地区の議論ができないので、日進市としての考えを提示していただくなど、是非配慮していただきたいです。
会 長	日進市は平成 26 年 3 月に日進市の防災計画を修正するということですが、県はいつ頃になるのでしょうか。
事 務 局	まだ出ていません。今出ていないのは被害想定のことです。物資の確保、災害時要援護者の関係は修正が出ています。
委 員	詳しい情報が欲しいのは、いざ災害が起きたときに市の職員がどこまでやるのか、必要な物資について、市側で用意する分と地区で用意する分の検討など、その辺りが見えていないからだと思います。考え方が、その時々で変わっていると感じます。
会 長	コミュニティ単位の地区防災計画の策定ということですが、コミュニティ単位とは具体的にはどういう単位ですか。
事 務 局	コミュニティにおける自主防災単位が基本となります。地区の防災マップを作っ

発 言 者	内 容
	ておられるところもあります。区としての単位で自主防災会として1箇所で行っていただいているところもあります。地域によって様々です。
会 長	小学校区単位で行うのではなく、小学校区より狭いところもあれば、もしかしたら広いところもあるということですね。それぞれが作るのですか。市役所が作るのですか。
事 務 局	小学校区より広い範囲はありません。地域防災計画の中に、コミュニティ単位で作成した地区防災計画を入れ、それを防災会議で承認するというものです。
会 長	冊子としては、市の防災計画の中に、地区の防災計画が入るのですか。
事 務 局	入りません。実際は地域防災計画ができてから、地区防災計画を作成していただき、自発的な防災を推進し、地域における防災力を高めます。平成26年4月が防災計画施行予定となるので、実際の地区の防災組織、緊急体制、地区の避難経路等が加味されるかとは思いますが。
委 員	基本的なこと、具体的なことに分けてお伺いします。基本的なこととして、30年以内に震度6以上の地震が発生すると言われてはいますが、12年前の予測と今回では発生率は下がっています。日進市における発生率を教えてください。
事 務 局	把握していません。
委 員	東海地震を想定し、市の肝いりで7年前に自主防災組織を作り、防災マップもつくりましたが、発生率が低下し、現在では南海トラフもかなり先という説もあります。自主防災会も含め、コミュニティにおける防災に対する意識が下がってきています。耐震工事の普及率も低迷していると聞いています。これからは防災より防火に力をいれた方が良いと思います。次に具体的なこととしてお伺いします。以前、避難命令というものは出ないと聞いたことがあります。非難命令は市から出るのですか。
事 務 局	避難勧告は豪雨など地区が限定されますが、周知は今回整備していますサイレン等で行っていきたいと考えております。
委 員	南海トラフ地震が起きた際は避難命令を当然出すということですね。
事 務 局	サイレンを使って周知します。
委 員	自主防災会が地域住民を避難させる場合、避難命令があるのかどうかで変わってきます。
委 員	以前議論したとき、具体的にどのような手段で周知するのか、危険度を知らせる方法をつくっていただくようお願いしました。もう一度検討していただければと思います。
会 長	命令を出すときの基準というものはあるのですか。
事 務 局	ハザードマップに記載してありますとおり発令の基準はつくってあります。これまで経験したことはありません。避難勧告、河川の場合、河川水位が規定水位に達し、以後1時間の予想雨量が30ミリを超える場合、降り始めから連続雨量が200ミリを超え、かつ、以降1時間の予想降雨量が30ミリを超える場合、雨により、がけ崩れなどの土砂災害の危険が高くなったときとなっています。

発 言 者	内 容
会 長	地震の場合はどうですか。
事 務 局	東海地震の場合は、サイレンを 45 秒鳴らし 15 秒休むというパターンで鳴らしますが、地震は気象庁や内閣府の出した勧告に従うということです。風水害は地域の判断ということです。
会 長	地震の場合は、国が示した勧告と命令に各自治体に従うということですね。
委 員	サイレンは危険があることを知らせるものです。どこの地域をどのようにしてくださいといった連絡方法、あるいは具体的に避難させなくてはいけない場合の連絡手順を、議論し整理をしてほしいと意見を出したことがありました。
委 員	災害対策本部が設置されるので、各区と防災無線により連絡をとるということではないでしょうか。
事 務 局	そのとおりです。
委 員	地震の場合、強制避難か任意的なのか勧告なのか命令なのかは、国の勧告または命令を受けて日進市が出すということだと思います。
委 員	実務的な部分で補完できるものとして、我々の地域で防災訓練を実施した際は、大規模な地震が発生し被害が出た場合を想定し、市及び地区の広報車で地域を回りました。マスコミによる広報の他にこのようなことも補完的には行われると思います。
会 長	阪神淡路大震災後に建設した建物は、建築基準法が強化され、耐震基準もしっかりしていますが、それ以前の建物は耐震性が低く、特に木造のものが弱いです。自治体、各地域によって災害に弱い地区、弱くない地区がありますので、国からの警報ひとつというのは、私は妥当ではないと思います。
事 務 局	あくまでも緊急時ということであります。地震はいつ何時発生するか分かりません。そのときの使用手段として考えられるパターンの 1 つです。まず自分が身の危険を感じ行動していただくということが大前提です。
会 長	東京都の場合は、地震が起きた場合、都から墨田区に一番早く避難警報がでると思います。阪神淡路大震災以前の古い木造住宅が多く、火災が発生する危険が高いからです。それに対し、山の手の方は、比較的新しい住宅が多いからそんなに倒れないと思います。阪神淡路大震災から 20 年以上経っているので、下町でも多くの家屋が建て替えられ、昔程ではありませんが、かなり古い住宅が残っており、火災になると、関東大震災のような大規模火災となる危険性が下町では大きいです。下町と山の手において同じ規模の地震が発生したとしても、災害の発生度としては下町の方が圧倒的に大きいと思います。おそらく東京都であれば、気象庁が避難勧告を出す前の段階で、山の手には出さなくても下町には出していると思います。日本全国、北海道から沖縄まで、どこに目標地区があつて、どこが危険かということは国では絶対把握できないことです。それこそ、まさに自治体の仕事であり、地震が起きたときの対応として、まず木造住宅が多いところに対して、一刻も早く避難勧告を出しておかないといけないと思います。日進市は比較的新しい住宅が多いので大丈夫かもしれませんが、昔からのまちは戦前の建物が多く

発 言 者	内 容
	<p>残っています。その様なところは本当に危険です。国と同じ基準でやっていたら、都民の命は守れないのです。東京都で早く避難勧告を出すところと、国と合わせて同じ基準で出すところと、自治体レベルで避難勧告を出していると思います。日進市の場合は新しい住宅が多いのでそういう必要性はないのかも知れませんが、阪神淡路大震災以前に建てられた古い住宅が集まる地域があれば、その地区についてはハザードマップのような、地域によっての被害状況など情報提供をして、実際に地震が起きたときにその地域に一番に避難勧告が出せるような枠組みにしておいた方がよいと思います。</p>
委 員	<p>日進市もようやく危機管理課ができ、災害対策本部も整備され、やる気にはなっていると思います。防災に関する予算もついています。情報や構え等については人的な部分で不足していることもありますが、体制がつくられてきたことは評価して良いのではないかと思います。</p>
会 長	<p>まずは、事実上の点検です。防災基準が厳しくなった後の住宅がどの程度あり、それ以前の住宅の数がどの程度あるのかを把握する必要があると思います。集落ごとに異なるとは思いますが、古い住宅が集まる地区がある場合は、地震に対して弱い地区となるため、事前の啓発としてそのようなことがあり得るということを知っておいていただく。その様な地区は、実際災害が起こったとき、避難命令の優先度が高い地区として対応すべきだと思います。</p>
委 員	<p>古い家に住んでいる方は、防災に対する関心度が高いと思いますが、10年以内に建築した家の方は、耐震がしっかりしていることもあり、防災に対する関心が低くなりつつあると思います。ただし、地震による延焼火災に着眼すれば、防災に対する意識が変わるのではないかと思います。考え方をシフトした方がよいのではないかと考えています。</p>
会 長	<p>阪神淡路大震災において、長田地区はそのような建物が多く倒れて火災になりました。しかも下町で、公園、街路樹もなく、火災による延焼被害も大きかったと思います。その様なことがあったから、耐震基準が建築基準法により強くなったのです。阪神淡路大震災以降に建築された建物は割と強いと思います。その様な観点から、都市計画においても、防災の関係から街路樹や公園の整備が進められていると思います。阪神淡路大震災以前の建物がどの程度残っているのかは、各市町村によってばらつきがあります。各地区によっても違います。当然国では無理なので、自治体で把握して、事前の広報や実際に起こったときの対応を行う必要があると思います。</p>
委 員	<p>私の住む地域は比較的新しい住宅なので、家屋の倒壊等は少ないかと思いますが、高齢化や家具の転倒、体調不良で困ったりしている人をいかに迅速に発見し、見守りができるようにするかだと思います。</p>
委 員	<p>最後に先程のコミュニティについてですが、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティをコラボしたらどうかという意見がありました。根本的な考え方の違いがあると思います。今後コミュニティを議論していく上で重要になってくると思</p>

発 言 者	内 容
	<p>いますので申し上げます。地縁型コミュニティは義務的な奉仕という意識の方がほとんどを占めています。それに対してテーマ型コミュニティは、自主的にボランティアで行うという考え方です。地域のことをテーマ型の活動をしている人にお願したところで、ほとんどの方が参加されないと思います。おそらく、地域活動が嫌だからテーマ型の活動をしているという人が多いのではないかと思います。このようなことも踏まえて今後検討していくべきだと思います。</p>
会 長	<p>コミュニティについては、今のようなご意見があるということ。防災については、いつ起こるかは分かりませんが、それに対する準備は大切ですので、防災計画で準備をしていくということです。県の被害想定が出ていませんが市の計画ができていますので、ある程度これらがそろえば、自治基本条例で危機管理条項をどうするかについて空間整理をしていくことになるかと思います。本日は以上で終了します。ありがとうございました。</p>
企 画 部 長	<p>本日が、今期最後の委員会となりました。平成 24、25 年度と 2 ヶ年に渡りまして、自治基本条例の遵守、あるいは見直しについて委員会で議論いただき、皆様から多様なご意見、ご提言をいただきありがとうございました。振り返りますと、平成 24 年度は自治基本条例が制定された平成 19 年 10 月から中間年を迎え、皆様に慎重にご審議をいただきながら、先程から出ておりますように、コミュニティの定義、危機管理条項の追加など課題はあるものの、条例の見直しは必要ないという答申をいただきました。また本年度は、先程市長に答申をいただきましたが、市民参加及び市民自治活動条例の定期的な評価方法について答申をいただきました。市といたしましては、自治基本条例の理念であります、市民参加、市民協働について、さらに推し進めてまいりたいと考えております。委員の皆様の 2 年間に渡ります活発なご議論に対しまして、心よりお礼申し上げ、私からのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>以上を持ちまして、第 10 回自治推進委員会を終了いたします。</p>
	<p>(閉会 12 時)</p>